

(仮称)札幌市子どもの権利条例素案に対する ご意見の概要と札幌市の考え方(概要版)

臨時号
2007.2.5 発行

札幌市では、平成18年(2006年)7月に公表した「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の素案に対する市民の皆様からのご意見(意見提出者:3,504人)などを参考に、条例案を取りまとめ、平成19年(2007年)第1回定例市議会に提案することといたしました。

このたび、この「子どもの権利ニュース臨時号」では、いただいたご意見の一部と、それに対する札幌市の考え方を、ご報告します。また、この臨時号とは別に、すべてのご意見を取りまとめた資料(一般向け)、子ども用に要約した資料も、市役所本庁舎、区役所、子ども未来局などで配布しています。また、ホームページ「子どもの権利ウェブ」でも公開しています。

今後とも、札幌市の子ども施策・事業にご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



1. 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

意見の概要
札幌市の考え方

● 条例素案全般に関する意見

憲法、教育基本法、児童福祉法等既存の法律、条約、条例を十分に理解し運用することで、子どもの権利は守られるのではないかと考えます。

子どもの権利条約に定められている子どもの権利、憲法に定められている基本的人権等について、その保障を進めるための基本的な枠組みを、札幌の実情に基づいて明らかにするために、条例を制定するものです。このことは、地方分権、地方自治の考え方にもかなうものであると考えています。

未成熟な子どもには、権利を教える前に、大人に育っていくための義務(社会のルール)を教え、導くことこそ必要ではないかと考えます。

大人は、子どもの最善の利益の観点から、子どもの権利の保障を進める責任があります。また、社会のルールを身につけることは、子どもの成長・発達の上で大切であり、そのための大人の適切な指導ももちろん必要です。その際、大人と子どもの意向が異なることも考えられますが、十分な説明と対話によって子どもの理解を得ることが必要です。

条例素案には権利ばかりが強調され、行使の際の濫用防止規定がない。憲法や条約にあるように、それぞれの権利の行使に当たっての条件付けも明文化されることを望みます。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことの見返りに認められるものではありませんが、権利の行使に当たっては、自分の権利が尊重されることと同様に他の人の権利も尊重することが大切です。この趣旨を第3章「子どもにとって大切な権利」の冒頭部分に、新たに追加して規定しています。

学校など教育機関の関係者をはじめとする大人が、子どものことを考えていく指針になればよい。

条例が最大限に効果を発揮するためには、市民の皆様のご理解が何よりも大切であり、様々な工夫により子どもの権利の広報・普及に努めていきたいと考えています。

子どもをはじめ多くの市民が理解できるように、分かりやすい表現にしてほしい。

一般的に、条例で定める事項については、正確性が強く求められるため、表現上の制約がありますが、条例全体に渡って「ですます体」を用いるなど、子どもを含めた市民に親しみやすい表現になるよう努めています。今後、パンフレット等を作成する際にも、分かりやすくお知らせする工夫を行ってまいります。

● 前文に関する意見

前文に、「教育基本法に基づく」旨も言及するべきではないか。

教育基本法は、教育における根本理念を規定したのですが、子どもに関する法律としては、他にも児童福祉の基本法である児童福祉法などがあり、これらとのバランスを考慮した結果、「日本国憲法と子どもの権利条約に基づく」と規定しています。

子どもに関することは子ども主体で考え、子どもにとって最も良いことを決めるという「子どもの最善の利益」の考え方について、前文もしくは目的において言及するべき。

「子どもの最善の利益」は、大人が子どものことについて決める際の判断の基準として重要であることから、第1章「総則」に加え、前文にも盛り込むことにしています。

前文に、親の適切な指導や教育の大切さについてしっかりと規定してほしい。子ども期のしつけや教育は、子どもの権利と対立するものではなく、互いに補完し合う関係にあることを明記すべきである。

子どもが成長・発達していく上での大人の役割として、適切な指示、指導を行う意味でのしつけや教育は、もちろん大切です。この趣旨は、前文や第1章「総則」に示していましたが、より明確にするため、第4章第1節「家庭における権利の保障」において、「保護者が年齢や成長に応じて適切な支援を行う」などの規定を盛り込んでいます。

● 第1章「総則」に関する意見

目的に「自らの意思で」とあるが、子どもは、大人の保護・監督のもとで教えられながら成長、発達するものであり、この表現は修正するべき。成長・発達過程にある子どもには、「自らの意思」が最大限尊重されますが、大人の判断で子どもを指導する場合も考えられます。このことから、「自らの意思」という表現については、「子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達する」と修正しています。

子どもの定義が18歳未満となっているが、18歳、19歳は子どもか大人かはっきり分からないので、20歳未満としてはいかがか。また、「その他これと等しく権利を認めることが適当である者」とあるが、「このような人」というように例をあげてくれたほうがわかりやすい。

この条例では、子どもの権利条約に基づき、原則18歳未満を子どもと定義しています。なお、「その他これと等しく権利を認めることが適当である者」とは、教育活動に支障のないよう配慮する余地を残すため、例えば、18歳の高校3年生も含まれると考えます。



● 第2章「子どもの権利の普及」に関する意見

子どもに対しては、年齢にあった方法で啓発していくことが必要であり、今後そのあり方について、子どもの意見を取り入れて検討してほしい。子どもに分かりやすく子どもの権利を周知することは、子どもの視点に立った情報発信の観点からも欠かせないものと考えています。ご意見のように、年齢に応じた広報や子どもからの意見を聞くなどの取組も、検討していきます。

子どもの権利の日には、子どもが中心となった事業を実施してほしい。

子どもの権利の日に実施する事業は、原則として、子どもを含めた多くの市民が参加できるように検討していきたいと考えています。その際には、子どもが主体となる事業を企画するなどの視点はとても大切であると考えています。

学校で子どもの権利の学習を行うためには、多くの学習時間が必要であり、指導方法の確立や現行の教育内容、領域との整合が大きな課題となる。子どもが多くの時間を過ごす学校をはじめとした育ち学ぶ施設において、子どもが持つ権利を正しく学ぶことは、とても大切なことであると考えています。市は、子どもが、権利を学び、行使する経験を通して、お互いに権利を尊重しなければならないことを身に付けるために、育ち学ぶ施設の設置管理者等と連携し、学習等への支援を行う必要があると考えています。

● 第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見

【大切な権利全般について】

素案では、「子どもにとって大切な権利」が多いし、似たような項目もあるので、簡潔になるよう整理すべきではないか。

言葉があいまいだと思うので、もう少し権利の意味を具体的に記載するべきだと思う。

「子どもにとって大切な権利」は、すでに条約や憲法、児童福祉法等の法律によって、抽象的とはいえ、普遍的な表現によって規定されているので、あえて条例の中で規定する必要はないのではないかと。

この条例で定める「子どもにとって大切な権利」は、子どもの権利条約や日本国憲法などによって子どもに保障されている権利の中から、札幌の状況を踏まえ、特に大切にされるべき基本的な権利を規定したものです。なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、子どもにできるだけ分かりやすく示すという観点から、条例素案に比べ、一部の項目を修正しています。

【安心して生きる権利について】

「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」とあるが、このことを権利として定めなければ何もできない、というのではおかしいと思う。

心や体が守られることは、人間にとって基本的な権利です。特に、いじめ、虐待、体罰は、子どもたちの日常最も身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、子どもにとって大切な権利の一つとして規定しています。

「気軽に相談でき、必要な支援を受けること」とあるが、実際は、相談しようかどうか迷うことは、気軽に相談できないものなので、その辺を考えてほしい。

子どもの権利の保障を進める上で、相談できる場所などの情報を子どもに伝えることは必要なことであり、分かりやすいパンフレットを作成する等の方法で、周知に努めていきたいと考えています。



【自分らしく生きる権利について】

「ありのままの自分を大切にすること」とあるが、自らの成長・発達の否定、社会的な存在としての人間否定にもつながることから、「ありのまま」を削除し、「自分を大切にすること」とすべき。

子どもは、一人一人の性格、能力、外見などが異なりますが、そのありのままの個性に自信を持ち、大切にしてほしいという思いから、素案では権利として規定していました。しかしながら、「努力しなくても良い」という解釈が生じるおそれがあるのご指摘などを踏まえ、世界中でたった一人しかいない自分を大切にしてほしいという願いを込めて、「かけがえない自分を大切にすること」と修正しています。

「他人と比較されないこと」とあるが、学校での勉強、家庭での兄弟姉妹など、必ず比較が起きるものであり、条例が実効性を持つかどうか疑問である。

素案では、他者との比較だけではなく、夢や希望を持って、自分のペースで生きてほしいという趣旨で規定していましたが、別に規定していた「個性や他人との違いが認められ、一人の人間として尊重されること」という権利との違いが分かりにくく、誤解する可能性があるというご指摘などを踏まえ、後者に統一して規定しています。

● 第3章「子どもにとって大切な権利」に関する意見

【豊かに育つ権利について】

「学び、遊び、疲れたら休むこと」とあるが、現実には勝手に休むことなど認められるわけではないので、権利として載せるべきではないと思う。

子どもが適度に休むことは、健やかな成長・発達にとって欠かせないことから、豊かに育つ権利として挙げています。なお、素案の「疲れたら休む」という表現が、「疲れたと感じたらいつでも自由に休むことができる」という誤解につながるとのご指摘を踏まえ、「休息すること」に修正しています。

「地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること」とあるが、このことは、大人も子どもも取り組むべき義務であり、権利として規定すべきではないのではないか。

ここでは、子どもが、地球環境問題の大切さと、それに関する知識を学び、自ら環境保全のために行動できるよう育ていく権利があることを規定しています。地球環境問題は、子どもたち自身が、未来において幸せに暮していくための最も重要な問題の一つであると考えています。

【参加する権利について】

「参加する権利」について、意見を言うからには、当然のことながら他の意見にも耳を傾けることが社会のルールであることを、子どもたちが分かるように規定すべきである。ご指摘のように、意見を表明する際には、他の人の意見を表明する権利を尊重する必要があります。このことは、子どもが権利を行使するあらゆる場面で共通の考え方であることから、第3章の冒頭に子どもの責任として、総括的にこの趣旨を追加して規定しています。

「自分の思いや考えを表明できること」について、実効性は低いと思うので、権利として規定するべきではないと思う。

子どもが社会の一員として意見を表明し、参加することは、健やかな成長・発達にとっても大切です。この条例では、「子どもにとって大切な権利」として規定するとともに、このことを促進するために、第4章第4節「参加・意見表明の機会の保障」において、行政、育ち学ぶ施設、地域における役割を定めています。

● 第4章「生活の場における権利の保障」に関する意見

1. 第1節「家庭における権利の保障」に関する意見

子どもを育てる親がしっかりしなければならないと思う。親についてのことを、もっと条例の内容に入れるべきだと思う。

子どもの権利保障を進めるに当たって、保護者の役割は大変重要であることから、市民に分かりやすく、その役割を表現するため、「第一義的な責任を有する」「言葉や表情、しぐさなどから思いを受けとめ、こたえていく」という規定に加え、「年齢や成長に応じて適切な支援を行う」という趣旨を加えています。

何度言っても聞かない場合、ある程度の体罰は必要なので「体罰の禁止」を掲載すべきでない。

親など保護者が、子どもの最善の利益を考慮し、適切な指示、指導の意味で「しつけ」を行うことは、とても大切なことですが、これを逸脱し、肉体的苦痛を与える「体罰」を子どもに行うことは、子どもの成長にとって悪影響を及ぼすおそれがあり、あってはならないことと考えています。さらに、「しつけ」の名の下に過度の「体罰」が行われ、それが「虐待」につながる場合も考えられることから、「虐待の禁止」に加え、「体罰の禁止」を明確に規定しています。

2. 第2節「育ち学ぶ施設における権利の保障」に関する意見

施設関係者の役割について、「相談に応じて対話などを行う」程度でよいのか。これでは「相談には応じるけれども話をしてみるだけ」という印象を受ける。

育ち学ぶ施設においては、子どもと施設関係者との信頼関係がとても重要であり、日ごろから子どもの悩みについて相談にのり、対話や声かけを行うなど、積極的な行動が必要であると考え、その役割を規定しています。

「いじめの防止に努める」「相談しやすいように工夫する」とあるが、具体策を検討してほしい。この条例案では、子どもの権利の保障を進める上で、基本的な考え方を規定しています。子どもが、生き生きと育ち学ぶ施設での生活を送ることができるよう、より一層の対応に努めていきたいと考えています。

育ち学ぶ施設における虐待について、横との連携をしっかりとって対応してほしい。

子どもの権利侵害を防止し、救済するためには、連携や研修がとても大切であることから、施設設置管理者の役割として、その機会を設けるよう努めることを規定しています。



3. 第3節「地域における権利の保障」に関する意見

「自分らしく過ごすことができる居場所」というのが、どのような場所を指すのか、具体的に示すべきである。

子どもの居場所は、地域の中で子どもたちが安心して休み、自由に遊び、活動し、友達を見つけ、人間関係を作り合うことができる場であり、こうした自分らしさを表現できる場や機会を提供することは、子どもの権利の保障を進める上でとても重要であると考えています。

具体的な居場所の例としては、公園や児童会館などの施設だけではなく、生活の場における人間関係なども指しています。

自然に触れる子どもが少ないので、少しでも多くの自然を残すよう、各地域が力を入れることが大切だと思う。

地域に住む市民が自然環境の保全に力を入れていただくことは、とても大切なことであり、この条例の趣旨について、積極的に周知、広報を行っていききたいと考えています。



4. 第4節「参加・意見表明の機会の保障」に関する意見

町内会など地域の活動に子どもが参加できる機会を増やしてほしい。

様々な年齢層で、多様な体験活動ができる地域において、子どもの参加、意見表明の機会が保障されることはとても大切であり、この条例でも規定しています。

選挙権、住民投票権の年齢を引き下げてほしい。

選挙権については、国の法律で20歳以上と規定されています。また、住民投票は、これまで札幌で行われたことはありませんが、「札幌市自治基本条例」において、市政への市民参加の方法の一つとして位置づけられており、今後、その具体的な方法を検討していくこととなります。

● 第4章「生活の場における権利の保障」に関する意見

4. 第4節「参加・意見表明の機会の保障」に関する意見（前頁からの続き）

市の施設の設置に際しては、子どもの目線に沿った、子どもの要求にあった施設づくりを行ってほしい。市が新たに施設を設置する際には、子どもの意見を把握するよう配慮していきませんが、必ずしも、子どもの要求通りになる訳ではなく、十分な情報提供、丁寧な対話などを繰り返し、子どもの視点に照らし、最も効果的な施設となるよう検討を進めていくことになります。

せっかく子どもが審議会等に参加しても、子どもの意見が取り入れられることが少数になることが考えられる。その場合、子どもの失望は大きくなり、不安である。

子どもが審議会等に参加するときは、子どもが理解し、意見を形成し、発言しやすい環境を作ることが大切です。審議会等の参加者に対して、このことを理解していただくことも必要であると考えています。



5. 第5節「子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障」に関する意見

他の条項は具体的な規定がないのに、この項目だけ具体的に4項目を例示しているが、その必要はないのではないか。

いわゆる社会的に少数と言われる立場の子どもたちに対する差別の実態は、多様かつ深刻な場合が少なくありません。すべての市民の皆様にも、これらの差別に対する意識を持っていただくためにも、代表的な項目を例示する必要があると考え、掲載しています。

6. 第6節「子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援」に関する意見

第6節の規定は、子どもの権利を守るためには、大人の様々な環境を整備する方が先であるかのように読め、疑問である。

子どもが毎日を生き生きと過ごすためには、子どもを取り巻く環境がとても大切です。特に、子どもの育ちや成長にかかわる大人がストレスにさいなまれ、ゆとりを失っている場合は、子どもの権利の保障も疑わしくなります。このことから、本節では、子どもにかかわる大人に対して環境整備等の支援を行うことで、重層的に子どもの権利の保障を進めることを目的としています。こうした考えのもと、今後、具体的な施策を進めていきたいと考えています。

施設職員への支援として、「子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設ける」とあるが、研修だけではなく、「子どもの権利の理念を実践することができるよう必要な支援」と入れてほしい。

ひと言で育ち学ぶ施設といっても、事業の種類、運営主体、規模など多種多様であることから、こうした育ち学ぶ施設全般において、幅広く子どもの権利についての理解が深められるよう、子どもの権利の保障を進める上で、最も基本的で大切な事項である研修について、努力義務を規定したものです。

地域で、子どもの居場所づくりなど主体的に活動するボランティアの人たちへの支援についての掲載も希望する。

この条例は、子どもの権利の保障を進めるために基本的な考え方を包括的に定めています。今後、この条例に基づき、どのような支援などが考えられるか、具体的な検討を進めたいと考えています。なお、具体的な支援として考えられることは、子どもの権利の保障のために活動を進める市民との連携、協力事業の開催や、情報提供を行うことなどが挙げられます。

● 第5章「子どもの権利の侵害からの救済」に関する意見

権利侵害からの救済制度として、行政から独立した立場が尊重され、相談から勧告までの一連の権限を有する「オンブズパーソン制度」の設置を盛り込むべき。

具体的な制度設計については、救済制度に求められる機能や権限、既存の相談・救済機関との役割分担や連携等について、今後さらに調査を行い、別途検討していきます。

救済制度の創設については、組織の新設だけを考えるのではなく、既存制度を最大限活用し、子どもにとってより利用しやすい環境になるよう、様々な角度で検討してほしい。

このたびいただいたご意見も参考にし、今後、どのような救済制度が最も札幌の子どもたちの実情に合っているか、様々な方面から意見を伺い、さらに検討を進めていきます。

困っている子どもを助けるための仕組みをただつくるだけでなく、差別やいじめはよくない、ということをもっと呼びかけるべきだと思う。

権利侵害の実態について、市民の皆様にご理解をいただくとともに、取組を進めることは、極めて重要であると考えています。この条例では、第2章に、子どもの権利の普及を挙げていますが、いただいたご意見も含め、積極的に周知に努めていきたいと考えています。

● 第6章「施策の推進」に関する意見

この条例が「絵にかいたもち」にならないためには、推進計画において、推進体制づくり、人的配置、予算措置等をはじめ、具体的な施策を盛り込む必要がある。

推進計画の策定に当たっては、「子どもの権利委員会」から意見を求めるなど、今後検討を進めていくことになります。具体的な内容としては、「市、家庭、育ち学ぶ施設、地域が連携した、子どもに関する施策の推進」、「子どもの参加、意見表明を推進する施策の推進」などについて、計画に盛り込むことが考えられます。

今後発生する諸問題等について、その都度、問題を整理して条例の中に取り込んでいくことを通して、条例がより豊かなものとなっていくような仕組みが大事である。

必要に応じて条例改正を行うことは大切ですが、この条例を実効性あるものとするため、「子どもの権利委員会」を設置し、子どもの権利の保障の状況を検証することとしています。

● 第7章「子どもの権利の保障の検証」に関する意見

権利委員会に「子ども」を含めるよりも、権利委員会とは別に、子どもだけで構成される「子ども委員会」を設置し、そこで子どもの意見を集約すべきである。

子どもの権利の保障を検証する方法としては、様々な手法が考えられますが、ここでは、子どもの権利に関する施策についての検証を行うという特殊性と、子どもの視点を取り入れるという観点を踏まえ、15歳以上の子どもを含む市民の中から市長が委員を委嘱することとしています。なお、子どもが参加しやすい雰囲気を作ることや、子どもについてのアンケートを積極的に実施することなどについても、今後検討していきたいと考えています。

「権利委員会」の子どもへの参加について、15歳以上と限定しなくてもよいのではないか。子ども委員の年齢を15歳以上としているのは、施策の実施状況の検証という知識、経験が求められることから、義務教育修了程度の子どもが適当であると考えたことによります。



2. 札幌市子どもの権利に関する条例案

条例案は、平成 19 年 2 月 9 日に招集される札幌市議会第 1 回定例会において、審議されます。

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならぬことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国

憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親又は保護受託者その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第 3 条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」といいます。)、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第 2 章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第 4 条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

（学習等への支援）

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第3章 子どもにとって大切な権利

（子どもにとって大切な権利）

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

（安心して生きる権利）

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談でき、適切な支援を受けること。

（自分らしく生きる権利）

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障さ

れなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

（豊かに育つ権利）

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

（参加する権利）

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

（保護者の役割）

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や

成長に応じて適切な支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、こたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

- 2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障
(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」といいます。)は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

- 2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

- 2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

- 2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

- 2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなど

に配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済のための制度の創設)

第33条 市は、子どもに対する権利の侵害が、子

どもの心身の健やかな成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るための制度を設けるものとしします。

2 前項の制度においては、子どもの最善の利益のため、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、他の機関等と相互に協力・連携を図るものとしします。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第34条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとしします。

(推進計画)

第35条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとしします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとしします。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第36条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。

2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は2年としします。

6 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定めます。

(答申等及び市の措置)

第37条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとしします。

第8章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。ただし、第7章及び附則第3項の規定は、市長が別に定める日から施行します。

2 市は、この条例の施行後、第33条第1項に定める制度を速やかに設けるものとしします。

3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正します。

別表中

専 門 委 員	報酬日額	12,500円
---------	------	---------

を

子どもの権利委員会委員		
専 門 委 員	報酬日額	12,500円

に改めます。

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943

電子メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市
05-G01-06-145
18-5-34